

中泊町農業委員会会議録

令和8年6月10日

中泊町農業委員会

令和 8 年中泊町農業委員会 6 月定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月10日(水) 13時30分～

2. 開催場所 小会議室1

3. 出席委員 (15人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員 (0人)

委 員				
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第7号 農地移動あっせん委員会の結果について

報告第8号 農地所有適格法人の報告について

【議案】

議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第6号 非農地証明申請について

議案第7号 農業委員会の申し合わせ決議について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 優

次 長 荒 関 真 治

係 長 長 利 純 也

主 事 古 川 安 梨 紗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和8年中泊町農業委員会6月定例総会を開会いたします。

本日の出席委員数は15名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、6番瓜田委員、8番小野委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、長利係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第6号

事務局
長利

3ページをご覧ください。

報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和8年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

5月の相続等の届出は8件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第6号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いですので、次に報告第7号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第7号

事務局
古川(安)

6ページをご覧ください。

報告第7号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和8年5月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和8年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。5月分の農地移動あっせん申し出は1件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第7号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第8号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第8号

事務局
(長利)

8ページをお開きください。

報告第8号「農地所有適格法人の報告について」農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について、次のとおり報告する。令和8年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

9ページから10ページをご覧ください。農地法第6条第1項において、「農地所有適格法人は毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされています。各法人の内容については、資料をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第8号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第5号

議長
(会長)

議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
荒関

12ページをご覧ください。議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。令和8年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第5号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

工藤委員

議席12番、工藤です。それでは報告いたします。去る6月1日、私と佐藤委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、賃貸借権設定が12件、有償移転が1件、無償移転が1件です。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
荒関

本案ですが、利用権設定から農地法第3条への同条件での更新が多数のため、更新の設定については省略させていただき、利用権設定より変更のあった設定と新規の設定のみご説明させていただきます。

それでは、13ページをご覧ください。

受付番号30番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田4筆、面積は6,075㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり米1俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

事務局
荒関

14ページをご覧ください。

受付番号31番は新規の設定で、設定する農地は八幡字盛山地内の田2筆、面積は3,924㎡の賃貸借です。期間は3年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり米1俵の物納です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

事務局
荒関

受付番号32番は新規の設定で、設定する農地は今泉字藤の森地内の田2筆、面積は4,853㎡の賃貸借です。期間は5年、賃借料は10a当たり15,000円と米5俵の物納です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

15ページをご覧ください。

受付番号34番は売買で、田茂木字若宮地内の田2筆、面積は1,774㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号35番は新規の設定で、設定する農地は八幡字盛山地内の田1筆、面積は775㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担。賃借料は10a当たり35,000円です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

16ページをご覧ください。

受付番号36番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田1筆、面積は4,210㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号37番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田2筆、面積は5,366㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費は地主負担、水利費は借主負担。賃借料は10a当たり米1.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号38番は、芦野字清水地内の田2筆、面積は16,599㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

17ページをご覧ください。

受付番号39番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持地内の田2筆、面積は4,365㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費は地主負担、水利費は借主負担。賃借料は10a当たり米1.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号40番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田7筆、面積は1,775㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費は地主負担、水利費は借主負担。賃借料は10a当たり米1.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

18ページをご覧ください。

受付番号41番は新規の設定で、設定する農地は芦野字福泊地内の田4筆、面積は8,541㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり米3俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号42番は新規の設定で、設定する農地は中里字山科地内の田1筆、中里字宮川地内の田1筆、宮川字霞地内の田1筆、深郷田字早田地内の田1筆、富野字田今地内の田1筆、田茂木字若宮地内の田58筆、豊岡字若松地内の田5筆、豊岡字三笠地内の田3筆の計71筆。面積は122,403.1㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担。賃借料は10a当たり米3俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

以上、受付番号29番から42番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第6号

議長
(会長)

次に、議案第6号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
古川

30ページをご覧ください。

議案第6号「非農地証明申請について」農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの非農地等証明願の提出があったため審議を求める。令和8年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

本案は、農地所有者から非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので提案したものです。

受付番号1番の申請地は中里字亀山地内の畑1筆、中里字平山地内の畑1筆の計2筆で農業振興地域外の農地です。申請者が親からの相続を契機に現地を調査したところ山林原野化を確認しました。今後、担い手もいなく農地に還元することが困難である旨の申請がありました。

令和3年の航空写真でも当時から山林原野化していることを確認しており、令和8年6月1日に現地確認を行いました。申請のとおり山林原野化していることを確認しました。以上のことから、農地法の運用についての第4の(4)の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に該当し農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。

議長
(会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を調査した委員より報告をお願いします。

工藤委員

議席12番、工藤です。去る6月1日、私と佐藤委員、葛西委員、事務局職員の5名で確認いたしました。詳細については事務局説明のとおりでございますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第7号

議長
(会長)

次に、議案第7号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
荒関

34ページをご覧ください。

議案第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、法令により適正に農地制度を運用するため、別紙のとおり決議する。令和8年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

この決議については、昨年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が相次いだことから、同種の事案が当農業委員会でも発生しないよう決議することとなったものです。

決議文については別紙のとおりですのでご覧ください。

～ 決議文読み上げ ～

以上です。

議長
(会長)

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等はありませんでしょうか。なければ、原案のとおり決議することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第7号は別紙のとおり決議いたします。

議長
(会長)

事務局
(荒関)

議長
(会長)

◎報告・協議事項

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして、令和8年中泊町農業委員会6月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年6月10日


(松坂 龍美)

農業委員会
会長

松坂 龍美 

(瓜田 益子)

署名委員

瓜田 益子 

(小野 美恵子)

署名委員

小野 美恵子 